

令和2年7月10日（金）午前9時30分より、7月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場3階大会議室にて開催した。

議題 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第3号 令和2年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について
議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第5号 あっせん申し出について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和2年8月7日（金） 午前9時30分より

【出席委員】 1番 溝上勝久 2番 長野信光 3番 白石和寿
5番 黒岩正秋 6番 棚町豊 7番 中原 實 8番 牟田直行
9番 中村順治 10番 樋口安子 11番 柳 繁彰
12番 秋吉一男 13番 平田美穂 14番 井口正信 15番 廣瀬重徳
16番 棚町貞良 17番 今村敏和 18番 河野政之 19番 松本清美

【欠席委員】 4番 手嶋竜一

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は8番、10番の方をお願いします。

事務局 佐々木 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名8番、10番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 ほか4名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法施行規則第48条第1項の規定により提出されたので別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 より、農地の所有権移転が農地法施行規則第10条第1項の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 令和2年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について

議案第4号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第5号 あっせん申し出について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 野口 転用目的は敷地拡張（露天駐車場）になります。

申請地は、第1種農地の判断で基本、転用できない農地となっているのですが、例外規定の運送会社の敷地拡張として転用可能となります。雨水は既存の水路に流す計画となっています。水路境の法面は、既存敷地と同じように防草シートで対応される計画です。資金計画、見積書等は確認しております。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5番 黒岩委員 問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

17番 今村委員 46-2の水路の角の箇所については、名義が違っており一部残ることになります。雑草で問題となる地域であり、今後の管理については懸念が残ります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

事務局 野口 議案第1号2番については、書類不備のため取下げとなりました。

議長 柳 それでは、議案第1号3番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号3番 農地法第5条3番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 転用目的は露天車両置場となっています。

申請地は都市計画法の用途地区内の準住居地域の第3種農地判断となります。なお、この農地に関しては平成7年に●●氏に農地転用許可を受けていましたが、資金難のため目的を果たせず、計画変更申請とともに今回の申請となっています。申請者は隣地で自動車修理・保険業を営んでおり、1段高い土地に良い車を置くために車両置場を拡大するものです。資金計画、見積書も確認しています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

9番 中村委員 過去の大雨により車が度々水害にあい、弁償が高額となった経験が有ることからも今回の申請が出されたものになります。

議長 柳 平成7年には資金があつたはずなのに動かなかつたのは理由があつたのでしょうか。

事務局 野口 当時は確認が緩く、資金の確認まで必要とされていなかったものかと思われます。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相

当となりました。

続きまして、議案第1号4番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号4番 農地法第5条4番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 転用目的は自己用住宅となっています。

申請地は第1種及び第3種農地に該当しないため、第2種農地判断となります。

一部三角の農地(33㎡)が残ることにはなりますが、境界はコンクリートブロック一段を設置される計画です。資金計画、見積書も確認しています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員は私になりますが、問題はありません。

皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号5番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号5番 農地法第5条5番の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 転用目的は3棟20戸の集合住宅となっています。

申請地は都市計画法の用途地区内の第2種低層住居専用地域で第3種農地判断となります。去年の8月に道路の接続がうまくいかないと取下げになった土地です。資金計画、見積書も確認しています。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

19番 松本委員 水がたまった時にはけきれるかが心配です。道路の下を通っている配管が狭く雨水や排水があふれる恐れがあります。建設課との協議が必要と思われます。

事務局 野口 建設課に確認しておきます。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1,289㎡全体で30万円となっています。5月にあつせんの申し出がありましたが、水につかるし排水も悪く最初は買わないと言われていた土地でした。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さんから何かありませんか。

5番 黒岩委員 ありません。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第3号の令和2年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)

説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 令和2年度大刀洗町農地利用集積計画(案)(11月分)申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 中間管理機構を通して貸し借りする内容です。平成26年11月から6年間、利用権設定されていて、今回は更新申請となっています。借賃料は10aあたり6千円となっています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第4号農業振興地域整備計画の変更について説明をお願いします。なお、第4号議案の当事者ということで中村委員さん、すみませんが退出していただきますよう、よろしくをお願いします。

<事務局 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更についての説明>

事務局 野口 2,863㎡の内68㎡に農業用倉庫としてコンテナが設置されているため、農業用施設として用途区分の変更申請です。故人の父が当時の区長さんを始め、区の役員さん立会いのもとに当時、コンテナを設置したもので、中には農業用資材ビニール等が入っています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

17番 今村委員 用途区分を変更して個人にデメリットがあったりするものでしょうか。

事務局 野口 耕作面積の減少による交付金の減少が考えられます。

13番 平田委員 外すことによって他に変更が必要となったりしてきますか。

事務局 野口 分筆はしないまま、一部を農業用施設とするだけで、農振ははずれないのでこれといった変更は必要ありません。

18番 河野委員 地域の方からの是非撤去してくれなどのクレームやトラブルがなければ問題ないと思われれます。

17番 今村委員 よく田んぼの中に似たようなものが置いてあったりするが、農業委員会に用途区分の変更が必ず必要となるものでしょうか。

事務局 野口 農振が被っていれば必要だと思われれます。今回はコンテナも大きく改造されていましたが、小さい小屋でも正式には申請が必要となります。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ反対意見なしとさせていただきます。続きまして、議案第5号あっせん申し出の申請について説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 雑草の苦情が出ており、対応ができないため売りたいとの申し出があった農地になります。

議長 柳 あっせん委員さんを決めたいと思います。本郷・甲条関係とのことなのであっせん

委員さんを中村委員と井口委員と廣瀬委員の3名にお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約がっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。